

制限付一般競争入札公告

入札公告第 198 号
令和 8 年 9 月 3 日

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、十日町市財務規則（平成 17 年十日町市規則第 63 号）第 145 条の規定により公告する。

十日町市長 関口 芳史

1 委 託 番 号	地委 第 2 号
2 委 託 名	松代第 6 計画区 地籍調査事業（2 項委託）
3 委 託 場 所	十日町市 松代 地内
4 委 託 期 間	令和 10 年 12 月 1 日まで
5 予 定 価 格	事後公表
6 参加資格申請書	
（1）提出期間	令和 8 年 9 月 4 日（金）午前 9 時から令和 8 年 9 月 10 日（木）午後 4 時まで。ただし、電子入札システム休止時間を除く。
（2）確認結果	各申請者に電子入札システムにより通知する。
7 設計図書閲覧場所	新潟県入札情報サービス
8 質問期間・方法	令和 8 年 9 月 10 日（木）午後 4 時までに、所定の「質問回答書」の様式を用いて、電子メールで nyusatsu-zaisei@city.tokamachi.lg.jp へ提出すること。
9 入札受付期間	令和 8 年 9 月 14 日（月）午前 9 時から令和 8 年 9 月 16 日（水）午後 4 時まで。ただし、電子入札システム休止時間を除く。
10 開 札 日 時	令和 8 年 9 月 17 日（木）午前 9 時以降
11 入 札 保 証 金	免 除
12 契 約 保 証 金	納 付 ただし、十日町市財務規則第 135 条第 3 項の各号に該当する場合は免除
13 前 金 払	しない。
14 部 分 払	できる。
15 最低制限価格	設定しない。
16 委託費内訳書	不 要
17 入 札 回 数	2 回を限度とする。
18 入札参加条件	令和 8・9 年度十日町市建設コンサルタント等業務入札参加資格者で、次の①～③の条件を全て満たしている者 ① 十日町市内に本社又は委任先営業所を有しており、「地籍調査管理技術者」の資格を有する者が 1 名以上かつ「地籍主任調査員」の資格を有する者が 2 名以上いる者、または「地籍主任調査員」が 3 名以上いる者。 ② 地籍調査精度区分「甲 3」の 2 項委託について実務経験がある者（再委託でも可）。 ③ 自社又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これと同等の責任を有するものを含む。）が十日町市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。 ※ 入札参加資格申請時に、①は資格者証等の写しを、②は契約書の写し及び業務内容を証明できるものをそれぞれ添付すること。

- 19 無効入札 十日町市制限付一般競争入札実施要綱第4条に規定する入札参加条件を満たしていない者及び入札に参加する資格のない者の行った入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 20 入札の中止 入札を中止又は延期する場合は入札参加業者に通知する。
- 21 入札の辞退 入札参加申請書の提出後に入札を辞退する場合は電子入札システムから入札の辞退を申請すること。
- 22 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 23 その他
この公告にかかる入札は、先抜け方式（※別紙参照）により実施する。
本業務は分割発注に係る入札で、対象業務、落札決定順位は下記一覧表のとおりとし、落札候補者となった者が入札した他の業務の入札書は、無効として取り扱う。

先抜け対象業務一覧

落札決定 順位	業務名	業務場所
1	地委第1号 松代第5計画区 地籍調査事業（2項委託）	十日町市 松代 地内
2	地委第2号 松代第6計画区 地籍調査事業（2項委託）	十日町市 松代 地内

※ なお、再入札となった場合は、再入札通知を行ったのち、次順位の開札を行い、その後、再入札となった業務は、落札決定順位を繰り下げて開札を行うものとする。

(別紙)

※ 先抜け方式について

今回の地籍調査業務については、業務場所ごとに分割して同時に発注しますが、一つの業務場所で落札者となった者は、他の業務場所での落札者とならない旨の条件を付して発注する方法（先抜け方式）で落札者を決定することとします。

通常の入札方法と異なるため、入札条件として下記のことを入札公告に明示します。

- ① 当該入札を先抜け方式により執行すること。
- ② 開札して落札決定する業務の順位に関すること。
- ③ 落札決定順位に従って開札し、落札者となった者は、他の業務場所での入札については、無効として取り扱うこと。

なお、前提として、先抜け方式の対象となる業務の入札公告、開札は同一日に行います。

また、入札から開札までの執行については、十日町市入札執行等事務処理要領の規程に基づき入札を行います。開札して落札決定する業務に順位があり、落札者となった者の他の業務での入札は無効として取り扱われることを十分に理解したうえで、応札してください。